

掛川市職員服務規程の一部を改正する訓令乙

掛川市職員服務規程（平成17年掛川市訓令乙第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（出退勤）

第 7 条 職員は、出勤時刻までに出勤しなければならない。

2 職員は、出勤及び退勤したときは、市長が別に定めるところにより、それらの時刻を記録しなければならない。

3 職員（その出退勤が電子的に処理される職員を除く。）は、出勤したときは、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。また、印章を保持していないときは、その旨を所属長に申し出なければならない。

第12条ただし書を削る。

附 則

この訓令乙は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。